

第119回 定時株主総会 招集ご通知

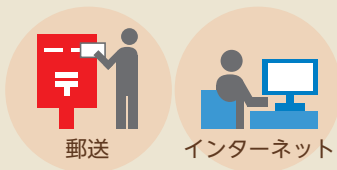
日時 2022年6月23日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

議決権
行使期限 2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分

議決権行使のお願い

本定時株主総会は、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での国内の感染状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日ご来場を見合わせていただきます場合は、事前の議決権行使をお願い申し上げます。



機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株式会社 東邦銀行

証券コード：8346



決議事項

- 第1号議案 — 剰余金の処分の件
- 第2号議案 — 定款一部変更の件
- 第3号議案 — 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件
- 第4号議案 — 監査等委員である取締役4名選任の件

本株主総会は当日の開催内容をライブ配信させていただきますので、同封のご案内をご確認のうえ、ご視聴ください。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合には、当行ホームページに掲載させていただきます。

ご確認くださいますようお願い申し上げます。

(<https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html>)

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産につきましては、2018年からとりやめさせていただいております。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より東邦銀行グループをご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

第119回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2022年6月

取締役頭取 佐藤 稔



企業理念

社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、
地域を見つめ、地域とともに歩み、
総合的な金融サービスをもって、
「ふくしま」の発展とお客さまの豊かな
くらしづくりのために力を尽くします。

経営姿勢

お客さまの満足のために

私たちは、
進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、
心が通いあう活きた組織をもって
お客さまの満足のために汗を流します。

行動規範

新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、
ふるさと「ふくしま」を愛し、
新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、
お客さまの信頼に応えることを喜びとします。

第119回定時株主総会招集ご通知 目次

第119回定時株主総会 招集ご通知

P.1

株主総会の開催概要をご確認いただけます。

議決権行使についてのご案内 P.4

議決権の行使方法の詳細をご説明しております。

事業報告

P.9

2021年度の取り組み、今後の課題等をご確認いただけます。

1. 当行の現況に関する事項 P.9

2. 会社役員（取締役）に関する事項 P.27

3. 社外役員に関する事項 P.31

4. 当行の株式に関する事項 P.33

5. 当行の新株予約権等に関する事項 P.34

6. 会計監査人に関する事項 P.34

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の

在り方に関する基本方針 P.35

8. 業務の適正を確保する体制 P.36

9. 特定完全子会社に関する事項 P.40

10. 親会社等との間の取引に関する事項 P.40

11. 会計参与に関する事項 P.40

12. その他 P.40

計算書類

P.41

第119期末貸借対照表 P.41

損益計算書 P.42

連結計算書類

P.43

第119期末連結貸借対照表 P.43

連結損益計算書 P.44

監査報告書

P.45

株主総会参考書類

P.50

株主総会における決議事項の内容をご確認いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件 P.50

第2号議案 定款一部変更の件 P.51

第3号議案 監査等委員である取締役以外の
取締役6名選任の件 P.53

第4号議案 監査等委員である取締役
4名選任の件 P.60

〈ご参考〉取締役候補者のスキル・マトリックス P.65

〈ご参考〉社外取締役の独立性判断基準 P.66

株主の皆さまへ

福島県福島市大町3番25号
株式会社 東邦銀行
取締役頭取 佐藤 稔

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会は、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での国内の感染状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場を見合わせていただきます場合は、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

■インターネットによる議決権の行使

本招集ご通知5頁から6頁に記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認のうえ、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

なお、本定時株主総会はインターネットによるライブ配信を行います。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日はご来場に代えて配信をご視聴いただきますようお願い申し上げます。詳細は、本招集ご通知7頁から8頁をご覧ください。

敬 具

記

1	日時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場所	福島県福島市大町3番25号 当行本店 8階大会議室 (最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。)
3	目的事項	報告事項 1. 第119期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告の内容および計算書類の内容報告の件 2. 第119期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結計算書類の連結注記表(<https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html>)
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。(<https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html>)
- 当行招集ご通知は、当行ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) に掲載されています。(和文および、狭義の招集通知と株主総会参考書類の英訳)

株主の皆さまへのお願い ～新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について～

当行第119回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止等の状況が継続した場合における当行の対応につきまして、下記のとおりご通知申し上げます。

株主の皆さまのご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使について

- ①株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**本株主総会**につきましては、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）（4～6頁）により、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ②株主総会にご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分にご留意いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

2. 当日の株主総会の運営について

- ①当日、ご来場の株主さまの検温をさせていただき、体温が高い方や体調がすぐれないように見受けられる方につきましては、ご入場をご遠慮いただく場合がございます。なお、例年よりもご入場いただくまでにお時間がかかる場合がございますので、予めご了承ください。
- ②ご来場の株主さまにはマスクをご着用いただき、受付前にご用意したアルコール消毒液による手指の消毒など、感染防止にご協力ください。
- ③株主総会の運営に関わる当行関係者も、検温を含めて体調を確認のうえマスクを着用させていただきますので、予めご了承ください。
- ④会場内の株主さまの座席につきましては、間隔をあけて配置させていただき予定でございます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ホームページより、発信いたします情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

(<https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html>)

議決権行使についてのご案内

当日ご来場されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご来場いただく場合



株主総会出席による行使

同封の議決権行使書用紙を、株主総会会場受付にご提出ください。また、当日は本招集通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時開催

事前に議決権行使される場合

（本年度はこちらを強くご推奨いたします）



書面（郵送）による行使

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

※賛否のご表示がない場合は賛成の意思表示として取り扱わせていただきます。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットによる行使

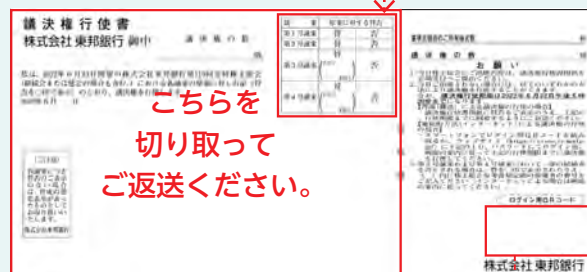
議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分受付分まで

議決権行使書用紙の記入方法



こちらを
切り取って
ご返送ください。

各議案の賛否をご表示ください。

第1・2号議案

- ▶ 賛成の場合： 「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合： 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- ▶ 全員賛成の場合： 「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合： 「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

ログインID

仮パスワード

▶ インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

当日ご来場いただいた場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時30分受付分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

！ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

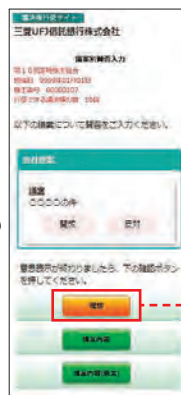


「ログイン用QRコード」はこちら



2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって
行使完了です

二回目以降のログインの際は…
次頁の記載のご案内にしたがって
ログインしてください。→

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

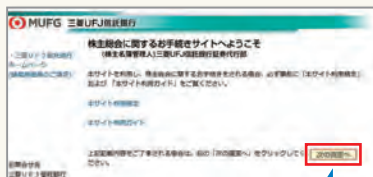
重複して行使された議決権の取扱いについて

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- またパソコンまたはスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

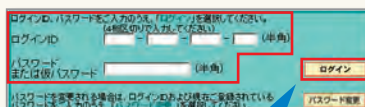
1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



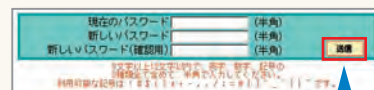
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の 副票（右側）に記載された 「ログインID」および 「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認 用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください

ご利用上の留意点

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早目に行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・ セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル **0120-173-027**（受付時間 9時～21時、通話料無料）

株主の皆さまへ

インターネットによるライブ配信についてのご案内

当行の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主の皆さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

1. 配信日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴の方法

(1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

視聴用
ウェブサイトURL

https://d-broadcast.jp/01/220623_tohobank/



(QRコード)

(2) ご視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします。

① ID：議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」（8桁の半角数字）

※ 議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。

② パスワード：**toho8346**
(半角) (ト-ホ-)

IDメモ欄
株主番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当行ホームページ (<https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html>) にてお知らせいたします。
- (2) **ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、4頁から6頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいようお願い申し上げます。**
- (3) **ご視聴は、株主の皆さまご本人のみに限定させていただきます。**
- (4) **ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。**
- (5) インターネットの通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主の皆さまのご負担となります。

4. 株主総会へご出席される株主の皆さまへのご案内

ライブ配信の会場の撮影につきましては、株主の皆さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

- ① ID・パスワードに関するお問い合わせ

株式会社 東邦銀行

☎ 0120-104-191 (通話料無料)

- ② ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ

電音エンジニアリング株式会社

(03)5875-0621

※ お電話の際は「東邦銀行 株主総会の件にて」と申し付けください。

受付時間

2022年6月22日 (水) 午前9時から午後5時30分まで

2022年6月23日 (木) 午前9時から株主総会終了時刻まで

- ③ 株主総会の議案等に関するご質問等はできません。

議案	賛成	反対	無効
第1号議案	賛	否	
第2号議案	賛	否	
第3号議案	賛	否	
第4号議案	賛	否	

ログインID
1111-2222-3333
株主番号(8桁)

株主番号(ID)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、福島県に本店を置き、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務、信託業務などを通じて、コンサルティング機能を発揮し地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

ロ. 金融経済環境

(国内経済)

2021年度のわが国経済は、金融緩和政策の継続、政府の経済対策等の効果に支えられ、基調としては持ち直しの動きがみられました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が長期化するにつれ、一部では持ち直しの動きが鈍化しております。また、足下ではウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクの高まりを背景とした資源価格の高騰等によるコスト上昇などの影響が懸念される状況にあります。

(福島県内経済)

主要な営業基盤である福島県内の経済については、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、個人消費は外食や旅行等のサービス消費を中心に減少し、雇用・所得環境も持ち直しの動きが鈍化し

ましたが、コロナ禍で先送りされていた設備投資が増加するなどの動きも出てきております。一方で、2022年3月16日に発生した福島県沖地震により、建物の被災に加え工場の操業停止や公共交通機関が停止する等、広範囲にわたって大きな影響がみられました。

(金融環境)

日本においては引き続き緩和的な金融政策が継続されておりますが、米国をはじめ世界各国ではインフレ抑制のため政策金利を引き上げる動きが続いております。また、このような内外の金利差等の要因もあり、ドル円相場は円安が大きく進みました。

ハ. 事業の経過およびその成果

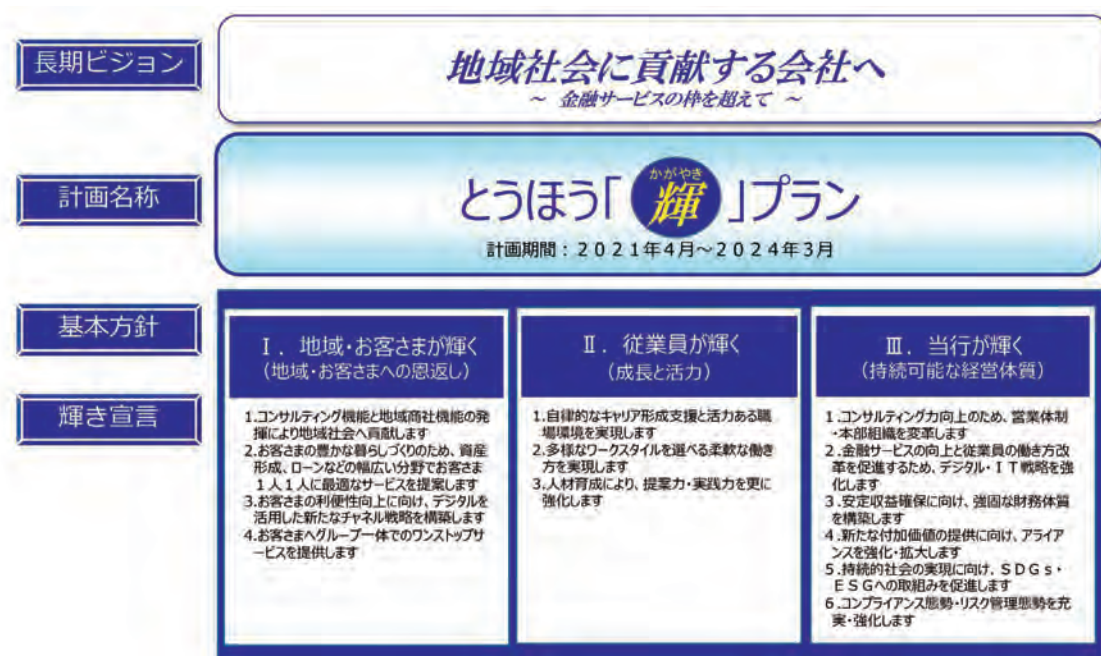
2021年度は、前年度に発生した不祥事件を重く受け止め、頭取を委員長とする「不祥事件再発防止委員会」を設置して不祥事の根絶と組織におけるコンプライアンスの徹底に全行をあげて努めてまいりました。また、新たな長期ビジョン、新中期経営計画を策定し、長期ビジョンにおいては当行の目指す姿として地域社会に貢献する会社になることを明確に定め

るとともに、中期経営計画においては地域のお客さま、従業員など全てのステークホルダーが「輝く」ことができるよう新たな成長戦略を示し、業績面では前年度の赤字決算からの着実な回復に向けて全力で取り組んでまいりました。

2021年度は当行の創立80周年にあたり、地元福島への貢献やSDGsへの取り組みを中心に各種の記念事業を展開してまいりました。今回スタートした記念事業の一部は当行の社会貢献事業として継続的な取り組みを行っていく方針であります。

<中期経営計画への取り組み>

2021年度からスタートした新中期経営計画「とうほう^{かがやき}「輝」プラン」の取り組み状況は以下のとおりです。



基本方針Ⅰ. 地域・お客さまが輝く（地域・お客さまへの恩返し）

金融仲介機能の発揮を通じ、地域のお客さまの成長支援や経営改善支援を更に強化するため、経営課題やニーズに応じたさまざまなソリューションの提供を行うとともに、そのためのコンサルティング力の向上に努めてまいりました。

事業を営むお客さまへの取り組みとしては、事業承継やM&A（企業の合併・買収）、人材紹介、ビジネスマッチングなど、お取引先の抱える経営課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。加えて、幅広い分野でコンサルティング力の高度化を図るため、「補助金申請コンサルティング業務」や「SDGsサポートサービス」等を開始しコンサルティングメニューを拡大いたしました。このような取り組みを通じて、お客さまの多様化するニーズにきめ細やかに対応したことにより、2021年度のコンサルティング案件における成約件数は、約3,000件となりました。

個人のお客さまに対する取り組みとしては、人生100年時代を迎えるなか、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）をさらに徹底するとともに、「銀行・信託・証券」連携により資産形成・運用・承継など幅広いニ-

ーズにワンストップでお応えできる体制の整備に努めました。

特に、投資信託やほけんプラザでの契約数が増加し、2021年度末の預かり資産お取引先数はグループ全体で9万2千先まで増加しました。また、資産運用においては長期・積立・分散のご提案が浸透し、毎月の積立投信の契約件数は7万2千件まで増加しました。このように、お客さま一人ひとりの資産形成、資産運用ニーズに合わせた最適なお提案を行った結果、グループ全体での預かり資産残高は前年度から467億円増加して5,656億円となり、着実にお取引が拡大しております。

また、長寿化社会の進展により、円滑な資産承継や相続に対するお客さまの関心は高く、2021年度は1,000件を超えるご相談をいただき、遺言信託や暦年贈与型信託など約400件の信託商品をご契約いただいております。

お客様の様々なニーズにお応えします。



システムで業務の改善・効率化をしたい

- ・労働力不足への対応
- ・在宅勤務やWeb会議



SDGsについて知りたい

- ・SDGs経営に向けて現状を確認したい
- ・SDGsの目標を設定したい



業績アップに向け新たな販売先を探したい

- ・新規取引候補先へ接点強化
- ・県外への販路拡大



事業の承継を進めたい/成長戦略としてM&Aを検討したい

- ・経営と財産の承継
- ・有力企業との資本提携
- ・新たな事業領域への進出



海外進出についてアドバイスが欲しい

- ・現地のマーケット情報
- ・会社設立の準備



成長・発展に向けて経営計画の策定や人事制度を構築したい

- ・中期経営計画を策定したい
- ・新たな人事評価制度を取り入れたい



キャッシュレス決済の導入を検討したい

- ・決済事務の効率化
- ・訪日外国人への対応
- ・感染症対策



事業拡大に向けて補助金を活用したい

- ・事業再構築を目指したい
- ・新たな設備投資を行いたい



人材の採用に力を入れたい

- ・経営幹部の定年退職
- ・外国人材の活用
- ・新事業に向けた専門的知見



将来の相続に向けて事前に準備をしたい

- ・家族が争わない資産の承継
- ・すぐに使える資金の準備
- ・財産の生前贈与



【コンサルティングメニューの拡大】

基本方針Ⅱ. 従業員が輝く（成長と活力）

企業の中長期的な成長と企業価値向上のためには従業員一人ひとりが主体的にキャリアデザインできる環境作りが重要との考えのもと、各種施策に取り組んでまいりました。従業員のエンゲージメント（会社に対する愛着や貢献意欲）向上に向け、上司に加えて部下からも多面的に評価する360度評価や、部下の能力を引き出し成長を促進する1 on 1 ミーティングを導入しました。

当行は従業員の多様性確保の観点から、女性の管理職登用や専門人材の中途採用を積極的に進めており、2021年度末の女性役席者比率は21.8%となりました。

また、従業員の自立・成長・挑戦を促し、地域社会に必要とされる高い専門性を有する人材を育成し、活力ある組織を実現するための人事制度改革に着手しており、2022年10月からの実施を予定しております。

高度な専門性を有する人材を育成するため、充実した研修プログラムを整備し、従業員のコンサルティング力向上ならびにキャリアデザインの支援を行っております。コロナ禍においても、人材育成の取り組みは最重要課題と位置付け、TV会議システムやWEB会議システムなどの非

対面チャネルによる研修・セミナーの活用や、eラーニングによる自宅学習の充実などの環境整備に努めてまいりました。

基本方針Ⅲ. 当行が輝く（持続可能な経営体質）

地域社会に貢献する会社として持続可能な経営体質の実現に向け、全行的な業務効率化と生産性向上に取り組んでおり、コスト構造の抜本的な見直しを進めるとともに、システム戦略、デジタル・IT戦略等の重点分野においては積極的な投資を行っております。

「とうほうスマホ通帳プラス」は、スマートフォンのアプリ上で24時間残高や入出金明細が確認でき、非対面による新しい生活様式にマッチしたペーパーレスで環境にやさしい点をご評価いただき、2022年2月に累計契約件数が10万件を突破いたしました。



【とうほうスマホ通帳プラス】

また、銀行業務においても、デジタル化・IT化の流れに最新の技術を持って対応し、お客さまのニーズにしっかりとお応えしていくため、「TSUBASAアライアンス」(注1)に加盟し、2024年1月のTSUBASA基幹系システムの本格稼働に向けた準備を着実に進めております。

システム導入以外にも、参加行の共同出資により設立した「TSUBASAアライアンス株式会社」内に2021年10月に事業戦略部を設置し、「DX関連施策の推進」、「新事業への取り組み」といった重要課題に対する参加行共同での取り組みを一層強化しております。

当行は、2022年4月の東京証券取引所の市場再編において「プライム市場」を選択いたしました。プライム市場では、株式の時価総額や流動性といった高水準の上場維持基準および高いレベルでのガバナンスが求められていることを踏まえ、投資家のみならずお客さま・株主・役職員といったステークホルダーからの信頼と期待に応えるべく、今後とも企業価値向上に取り組んでまいります。



【プライム市場の選択】

〈SDGs/ESGへの取り組み〉

近年の日本を含む世界各国での異常気象や自然災害による被害の甚大化など、脱炭素に向けた取り組みは重要性を増しており、地域社会の持続的成長に貢献していくため、「とうほうSDGs宣言」を制定し、SDGs/ESGへの取り組みをより一層強化しております。

そのような中、当行は2030年度までのCO₂排出量削減目標を2013年度比30%削減から同50%削減へと引き上げ、削減目標の達成に向けた環境配慮型店舗への建替えや、照明のLED化、再生可能エネルギー電気の使用等の取り組みを進めております。

(注1) 経営統合によらない地銀広域連携の枠組みとして、当行・千葉銀行・第四北越銀行・中国銀行・伊予銀行・北洋銀行・武蔵野銀行・滋賀銀行・琉球銀行・群馬銀行の10行が参加しております。参加行は、独立性を堅持しながら、基幹系システムの共同化やフィンテック共通基盤の構築など広範な連携を進めております。

2021年10月には、持続可能な社会の実現に向け、脱炭素社会への移行や新たな産業・社会構造への転換を促すため、「環境分野サステナブルファイナンス(注2)目標」を設定いたしました。2021年度から2030年度までの10年間に1兆円のサステナブルファイナンスに取り組む目標であり、2021年度末実績は約1,500億円と着実に進捗しております。

更に、2021年11月には日本銀行による気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション「気候変動対応オペ(注3)」に応募し、金融を通して環境問題への社会的な取り組みを積極的に支援しております。

事業を営むお客さまへの取り組みとして2022年3月に「ESG/SDGs関連ローン」の取り扱いを開始しました。また、個人のお客さまへの取り組みとして、金利優遇により環境配慮型の省エネ住宅の普及促進に取り組む等、お客さまのSDGsに関する取り組みを一層支援してまいります。

〈80周年記念事業〉

当行は、2021年11月4日に創立80周年を迎えました。この節目の年にあたり、福島復興・成長への貢献や、コロナ禍においても子供たちが夢や希望を持てる新たな取り組み、地域の脱炭素社会の実現等をテーマに、「地域社会の輝く未来へ ～80年間支えて頂いた皆さまへの恩返し～」をスローガンに掲げ、各種の創立80周年記念事業を展開してまいりました。

このスローガンには、80年間支えて頂いた皆さまへの感謝の気持ちを胸に、地域社会の持続的成長へ一層貢献すべく、役職員一同、創立の精神に立ち返り、「地域社会の輝く未来」の実現に向けて全力で取り組んでいくという想いが込められております。

記念事業として、「TOHOキッズcafeキャラバン」と「地域・お客さまの魅力PRプロジェクト」の2つをメイン事業とし、その他各種スポーツ振興事業や環境保護事業にも取り組みました。「TOHOキッズcafeキャラバン」では、地域社会の未来

(注2) サステナブルファイナンスとは、金融を通して気候変動などの環境問題や、地域格差などの社会課題を解決し、持続可能な社会を実現する投融資のこと。

(注3) 気候変動対応オペとは、金融機関による気候変動対応支援を目的とした制度で、対象金融機関が気候変動対応に資する投融資を実行した場合、その金額に応じて日本銀行が融資を行うバックファイナンスの枠組み。

を担う子供たちへの支援として県内各地のこども食堂を訪問し、キッチンカーにより食育支援活動を行いました。また、「地域・お客さまの魅力PRプロジェクト」では、東日本大震災や原発事故、コロナ禍に負けずに奮闘している事業者のみなさまの取り組みやその事業・商品の魅力をPR動画に

してYouTube等で配信しました。2つのメイン事業のほか、各種事業について



【TOHOキッズcafeキャラバン】



は2022年度以降も継続的に取り組んでまいります。

こうした取り組みの結果、2021年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

〈業績の概要〉

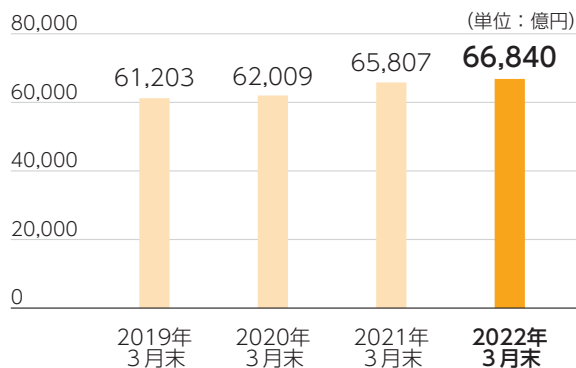
[預金、譲渡性預金等]

預金につきましては、個人預金と法人預金が引き続き順調に推移した一方、公金預金が減少したことにより、前年度末比418億円減少し、5兆7,489億円となりました。譲渡性預金を含む総預金については、前年度末比839億円増加し、6兆2,235億円となっております。

投資信託や生命保険等の預かり資産は、上半期の好調なマーケット環境を背景とした投資信託残高の積上げ等により、前年度末比193億円増加し4,604億円となりました。

総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は、主に譲渡性預金の増加により前年度末比1,032億円増加し、6兆6,840億円となりました。

総預かり資産残高【総預金+預かり資産】

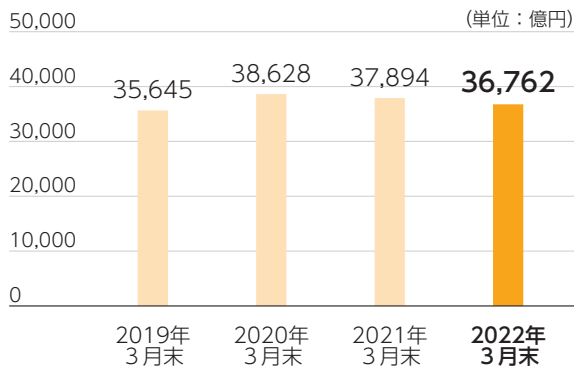


[貸出金]

貸出金につきましては、コロナ禍に苦しみお客さまへのご支援に積極的に取り組み、また、地域のお客さまの住宅取得等の幅広いニーズに着実にお応えしてまいりましたが、財務省向け貸出（注4）が前年度末比1,087億円減少したことを主な要因として前年度末比1,132億円減少し3兆6,762億円となりました。

(注4) 財務省・特別会計借入金向け貸出

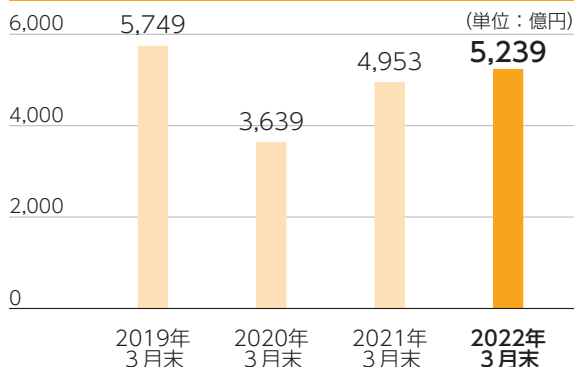
貸出金



[有価証券]

有価証券につきましては、金融市場の変動に耐え得る安定的な収益確保のため、有価証券のポートフォリオ再構築に取り組んだ結果、期末残高は前年度末比285億円増加し、5,239億円となりました。

有価証券



[損益]

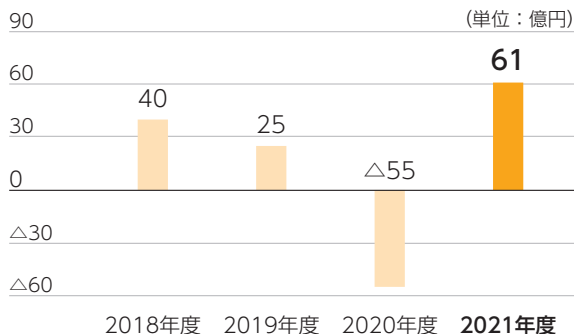
本業の利益となるコア業務純益（除く投資信託解約損益）は、コンサルティング営業の強化による役務取引等利益が増加するとともに、有価証券利息配当金および日銀預け金利息の増加によりトップライン収益が増加したことに加え、コスト構造改革の推進により経費を圧縮したことで、前年度比34億円増加し117億円となりました。

経常利益は、コロナ禍に苦しみお客さまを支援する「アフターコロナプロジェクト」を通じた経営改善支援による信用コストの圧縮等により前年度比145億円増加し、89億円となりました。

上記の結果、前年度は当期純損失55億円を計上しましたが、当年度は大きく改善し、当期純利益61億円と前年度比117億円増加いたしました。

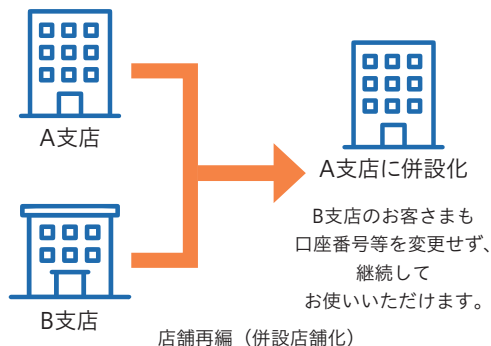
また、連結の経常利益は、102億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、67億円となりました。

単体当期純利益



二. 店舗等

デジタル化の進展で非対面サービスの拡大が想定されるなか、店舗再編（併設店舗化）による「拠点の集約」「営業力の集中・強化」を通してお客さまへ高付加価値のコンサルティングサービスを提供できる体制を構築してまいりました。当年度は2021年4月に塩川支店を喜多方支店内へ移転したほか、全5カ店を併設店舗化しております。



また、当行は栃木県宇都宮市において第一生命保険株式会社と共同で、銀行業界・生命保険業界初となる中層木造のオフィス兼銀行店舗の建設に取り組んでおり、2022年8月に竣工予定であります。福島県産、栃木県産を主とした地産木材を活用し環境に配慮するとともに、地域の林業・木材産業の活性化を通じ地方創生への貢献を目指しております。



【中層木造オフィス兼銀行店舗】

今後も地域のお客さまのニーズにお応えするため、デジタル化・IT化に対応しつつ、新たな店舗形態への転換等チャネル・サービスの充実を図ってまいります。

ホ. 対処すべき課題

当行の営業基盤である福島県においては、少子高齢化の進行に加え、東日本大震災から11年が経過して復興が新たな局面を迎える中で、長期化するコロナ禍の影響や、ウクライナ情勢を要因とした原材料価格の上昇、更には2022年3月の福島県沖地震もあり、地域の多くのお客さまにとって厳しい状況が続いております。

当行は金融仲介機能の発揮により、地域のお客さまへのご支援を最優先課題として地域のお客さまの持続的な成長に貢献していくため、コンサルティング力の向上を図るとともに、東邦銀行グループの企業価値向上に取り組んでまいります。

(2) 財産および損益の状況

イ. 単体業績の推移

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預金	5,195,992	5,323,610	5,790,821	5,748,937
定期性預金	1,211,886	1,175,617	1,172,007	1,143,007
その他	3,984,105	4,147,993	4,618,813	4,605,930
貸出金	3,564,574	3,862,816	3,789,476	3,676,272
個人向け	773,303	786,717	791,307	806,425
中小企業向け	1,067,878	1,096,907	1,124,503	1,102,255
その他	1,723,393	1,979,191	1,873,665	1,767,591
商品有価証券	21	16	17	524
有価証券	574,918	363,966	495,372	523,951
国債	156,812	47,727	136,152	106,221
その他	418,106	316,238	359,220	417,730
総資産	5,899,960	6,010,132	6,777,840	7,121,876
内国為替取扱高	25,898,610	26,036,263	26,543,704	26,676,730
外国為替取扱高	百万ドル 1,148	百万ドル 1,124	百万ドル 1,018	百万ドル 1,112
経常利益又は経常損失 (△)	5,961	3,888	△5,602	8,950
当期純利益又は当期純損失 (△)	4,066	2,554	△5,531	6,181
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△)	円 銭 16 13	円 銭 10 13	円 銭 △21 94	円 銭 24 52
信託財産	37	969	3,539	4,555
信託報酬	—	0	0	0

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」は、当期純利益又は当期純損失 (△) を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

ロ. 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	72,497	63,449	58,275	60,227
経常利益又は経常損失(△)	5,790	4,376	△4,087	10,217
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	3,585	2,727	△4,664	6,753
包括利益	△2,824	△2,124	1,661	3,295
純資産額	195,127	190,985	191,386	192,740
総資産	5,910,153	6,020,752	6,792,337	7,135,413

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,925人
平均年齢	42歳 7月
平均勤続年数	19年 0月
平均給与月額	384千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く金額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
福島県	110	(4)
東京都	2	(-)
宮城県	5	(-)
山形県	1	(-)
茨城県	2	(-)
栃木県	1	(-)
新潟県	1	(-)
合計	122	(4)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を177か所設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を142か所設置しております。

□. 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を、2か所新設し、22か所廃止いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	5,866
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
営業店舗関連(新築・改修)	457
ソフトウェア	3,277
システム機器	1,986

ハ. 重要な設備の処分・除却等

(単位：百万円)

内容	時期	金額
旧平西支店	2022年2月 1日	295
野田町社宅用地	2021年4月 5日	214
旧ローンプラザ会津支店	2021年5月31日	95

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町3番25号	証券業務	3,000百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町5番6号	リース業務	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町4番4号	信用保証業務	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区中央 1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	1,563百万円	—%	関連法人等

- (注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の8社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
 3. 地方銀行13行（北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四北越銀行・八十二銀行）、第二地方銀行1行（福島銀行）との提携により平日日中のお引出し手数料が無料となるサービスを行っております。
 4. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
 5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
 6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
 7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
 8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ございません。
- (8) その他銀行の現況に関する重要な事項
該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
佐藤 稔	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】	
須藤 英穂	専務取締役（代表取締役） 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】 人事部【正】	
坂井 道夫	常務取締役 事務本部長 事務本部【正】、総務部【正】、審査部【正】	
横山 貴一	常務取締役 営業本部長 営業本部【正】、デジタル戦略・業務改革部【正】	
七海 重貴	常務取締役 郡山営業部長 営業本部【副】	
阪路 雅之	取締役常勤監査等委員	
石井 隆幸	取締役常勤監査等委員	
藤原 隆	取締役監査等委員（社外）	
青野 亜佐緒	取締役監査等委員（社外）	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学 監事 株式会社鈴木商会 社外監査役
渡部 速夫	取締役監査等委員（社外）	
長野 聡	取締役監査等委員（社外）	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役 ロングライフホールディング株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、藤原隆、青野亜佐緒、渡部速夫および長野聡は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は藤原隆、青野亜佐緒、渡部速夫および長野聡を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
3. 2021年6月23日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長北村清士、専務取締役竹内誠司、青木智、常務取締役古宮智宏は任期満了により退任いたしました。
4. 当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位および担当
矢吹光一	常務執行役員 市場金融部【正】 一般財団法人とうほう地域総合研究所理事長
小野佐重喜	常務執行役員 いわぎ営業部長 営業本部【副】
添田俊樹	常務執行役員 会津支店長 営業本部【副】
遠藤勝利	常務執行役員 本店営業部長 営業本部【副】
横山芳一	上席執行役員 とうほう証券株式会社代表取締役社長
澤田誓	上席執行役員 原町支店長兼小高支店長兼浪江支店長兼双葉支店長
佐藤卓夫	執行役員 東京支店長
土屋広行	執行役員 システム部長
目黒寛己	執行役員 小名浜支店長
高橋由美子	執行役員 事務企画部長
吉田辺哲治	執行役員 仙台支店長兼仙台南支店長
古田直	執行役員 総合企画部長
藤島正智	執行役員 審査部長
高野真司	執行役員 喜多方支店長兼塩川支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役以外の取締役）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①当該方針の決定方法

各取締役の報酬の内容に係る決定方針については、報酬の内容について公正性・客観性・透明性を確保するために代表取締役と過半数の独立社外取締役とで組織する指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

②当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員以外の取締役」という。）のうち業務執行取締役の報酬については、役位毎の職務及び責任に応じ、月次で支給する確定金額報酬（基本報酬と株式取得目的報酬）、及び単年度の業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。株式取得目的報酬については、役員持株会を通じて自社株を取得し、取得した株式を原則として在任中は保有いたします。

業務執行取締役以外の取締役（社外取締役を含む）については確定金額報酬（基本報酬）のみとしております。

確定金額報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額345百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）で各取締役の役位毎の職務及び責任に応じ月次で支給しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す単体当期純利益を採用し、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で前年度単体当期純利益を基準に以下のとおり支給いたします。尚、2021年度の単体当期純利益は61億円となりました。

確定金額報酬、業績連動型報酬ともその内容については、指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

単体当期純利益水準	業績連動型報酬限度額	業績連動型報酬支給月数
30億円以下	0円	0.0ヶ月
30億円超～40億円以下	30百万円	1.0ヶ月
40億円超～60億円以下	40百万円	1.5ヶ月
60億円超～80億円以下	50百万円	2.0ヶ月
80億円超～100億円以下	60百万円	2.5ヶ月
100億円超	70百万円	3.0ヶ月

(支給方式)

業績連動型報酬支給額＝月額基本報酬×業績連動型報酬支給月数

③ 監査等委員以外の各取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断する理由

監査等委員以外の各取締役の報酬については、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. イ以外の会社役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

① 当該方針の決定方法

監査等委員である取締役の報酬の決定方針については、取締役会にて決議しております。

② 方針の概要

監査等委員である取締役の報酬については、月次で支給する確定金額報酬(基本報酬)のみとしております。

監査等委員である各取締役の報酬については2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額80百万円の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	9名	161	140	20	—
取締役 (監査等委員)	6名	71	71	—	—
計	15名	232	211	20	—

(注) 1. 2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の確定金額報酬限度額は年額345百万円（うち社外取締役30百万円以内）、業績連動型報酬額は上記イ②に記載している表の通り決議されております。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含めておりません。また、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は13名（うち社外取締役は2名）です。

2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。

2. 上記の支給人数には、2021年6月23日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（監査等委員を除く）を含んでおります。

3. 上記のほか、2015年6月24日開催の第112回定時株主総会決議に基づき、退任取締役2名に対し退職慰労金204,200千円を支給しております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記4名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容
藤原 隆	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。
青野 亜佐緒	
渡部 速夫	
長野 聡	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項 (役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

イ. 被保険者の範囲

当行のすべての取締役、執行役員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名		兼職その他の状況
取締役	青野 亜佐緒	弁護士 国立大学法人室蘭工業大学 監事 株式会社鈴木商会 社外監査役
取締役	長野 聡	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役 ロングライフホールディング株式会社 社外取締役

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 藤原 隆	5年9カ月	当年度開催の取締役会20回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 19回中すべてに出席	国家行政に携わった経験と幅広い知見に基づく視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。 また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 青野 亜佐緒	6年9カ月	当年度開催の取締役会20回 中19回に出席 当年度開催の監査等委員会 19回中すべてに出席	<p>弁護士としての専門的知見および経験に基づく視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。</p>
取締役 監査等委員 渡部 速夫	5年9カ月	当年度開催の取締役会20回 中19回に出席 当年度開催の監査等委員会 19回中18回に出席	<p>金融業務全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に基づく視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。</p>
取締役 監査等委員 長野 聡	1年9カ月	当年度開催の取締役会20回 中19回に出席 当年度開催の監査等委員会 19回中18回に出席	<p>金融政策全般にわたる幅広い知見に加え、弁護士としての専門的知見を有しており、当該視点から監督機能を果たすため、当行の取締役会および監査等委員会において、コンプライアンス管理強化について積極的に提言するなど、的確な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬協議会において、取締役の選任並びに報酬の決定について、客観的・中立的視点で意見を述べております。</p>

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	35	—

(4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	798,256千株
発行済株式の総数	252,500千株 (自己株式443千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 16,789名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	21,816 千株	8.65 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,165	4.82
東邦銀行従業員持株会	10,014	3.97
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93
福島商事株式会社	8,436	3.34
日本生命保険相互会社	7,938	3.14
日東紡績株式会社	4,746	1.88
東北電力株式会社	4,658	1.84
住友生命保険相互会社	3,939	1.56
東京海上日動火災保険株式会社	2,827	1.12

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (443千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ございません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 嶋 清 彦	70	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹		(注) 4.

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額83百万円。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、CVA/DVAの導入方針策定、計算体制の構築及び運用に関する助言業務等であります。なお、当該業務等に係る報酬は7百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の 決定の方針

- イ. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

イ. 当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役および全従業員等がこれを遵守する。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を

含めた全従業員等に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。

- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

ロ. 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

ハ. 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危

機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。

- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

二. 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ② 取締役会は、中期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や「経営戦略策定・実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施

策を機動的に策定する。

- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

ハ. 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会の事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）等の指示命令を受けないものとする。
- ② 当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当役員と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

ト. 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況について当行およびその子会社の取締役および全従業員等（当行の監査等委員である取締役を除く）から報告を受ける。

また、監査等委員は、取締役会・常務会・各種委員会など重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。

- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った取締役および全従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ. 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、監査部長の選任および解任について、人事部門の担当役員より事前に協議を受ける。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。
- ④ 監査等委員会又は監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。

当事業年度（第119期）における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

イ. 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、法令遵守委員会（8回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に定期的に報告いたしました。

ロ. 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会（12回）およびALM委員会（13回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ハ. 当行の職務の効率性確保

取締役会を20回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を45回開催いたしました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略策

定・実行委員会（2回）で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役に報告いたしました。

ニ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告（4回）いたしました。また、グループ戦略会議（6回）を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。

ホ. 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と10回、会計監査人と8回情報交換を実施いたしました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ございません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当ございません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

計算書類

第119期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	2,796,810	預金	5,748,937
現金	46,445	当座預金	406,678
預け金	2,750,364	普通預金	4,076,871
買入金銭債権	9,540	貯蓄預金	53,534
商品有価証券	524	通知預金	3,851
商品地方債	524	定期預金	1,142,995
金銭の信託	5,450	定期積金	11
有価証券	523,951	その他の預金	64,994
国債	106,221	譲渡性預金	474,640
地方債	118,825	借入金	682,600
社債	123,518	借入金	682,600
株式	40,908	外国為替	132
その他の証券	134,477	売渡外国為替	50
貸出金	3,676,272	未払外国為替	82
割引手形	3,070	信託勘定借	4,555
手形貸付	63,345	その他負債	17,523
証書貸付	3,426,536	未決済為替借	227
当座貸越	183,321	未払法人税等	1,034
外国為替	1,407	未払費用	2,670
外国他店預け	1,407	前受収益	1,230
その他資産	69,168	給付補填備金	0
未決済為替貸	221	金融派生商品	4,093
前払費用	192	金融商品等受入担保金	2,489
未収収益	2,911	リース債務	432
金融派生商品	6,414	資産除去債務	246
金融商品等差入担保金	817	その他の負債	5,099
その他の資産	58,612	退職給付引当金	281
有形固定資産	34,056	睡眠預金払戻損失引当金	413
建物	9,710	偶発損失引当金	370
土地	18,723	ポイント引当金	138
リース資産	424	再評価に係る繰延税金負債	2,193
建設仮勘定	1,719	支払承諾	8,323
その他の有形固定資産	3,479	負債の部合計	6,940,110
無形固定資産	9,017	純資産の部	
ソフトウェア	1,140	資本金	23,519
その他の無形固定資産	7,877	資本剰余金	13,653
前払年金費用	1,060	資本準備金	13,653
繰延税金資産	11,269	その他資本剰余金	0
支払承諾見返	8,323	利益剰余金	142,056
貸倒引当金	△24,978	利益準備金	9,865
資産の部合計	7,121,876	その他利益剰余金	132,190
		別途積立金	124,600
		繰越利益剰余金	7,590
		自己株式	△145
		株主資本合計	179,083
		その他有価証券評価差額金	3,104
		土地再評価差額金	△422
		評価・換算差額等合計	2,682
		純資産の部合計	181,765
		負債及び純資産の部合計	7,121,876

損益計算書 (2021年4月1日～2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		51,598
資金運用収益	34,417	
貸出金利息	26,680	
有価証券利息配当金	5,009	
コールローン利息	40	
預け金利息	2,686	
その他の受入利息	△0	
信託報酬	0	
役務取引等収益	13,934	
受入為替手数料	3,642	
その他の役務収益	10,291	
その他業務収益	1,368	
外国為替売買益	354	
国債等債券売却益	531	
金融派生商品収益	476	
その他の業務収益	6	
その他経常収益	1,877	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	656	
金銭の信託運用益	20	
その他の経常収益	1,200	
経常費用		42,648
資金調達費用	249	
預金利息	218	
譲渡性預金利息	34	
コールマネー利息	△5	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	6,129	
支払為替手数料	405	
その他の役務費用	5,723	
その他業務費用	492	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	341	
国債等債券償却	149	
営業経費	32,474	
その他経常費用	3,302	
貸倒引当金繰入額	2,191	
株式等売却損	307	
株式等償却	245	
その他の経常費用	557	
経常利益		8,950
特別利益		67
固定資産処分益	67	
特別損失		558
固定資産処分損	159	
減損損失	398	
税引前当期純利益		8,459
法人税、住民税及び事業税	2,065	
法人税等調整額	212	
法人税等合計		2,277
当期純利益		6,181

連結計算書類

第119期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	2,797,310	預金	5,740,536
買入金銭債権	12,205	譲渡性預金	467,640
商品有価証券	524	借入金	685,497
金銭の信託	7,850	外国為替	132
有価証券	522,325	信託勘定借	4,555
貸出金	3,667,632	その他負債	31,997
外国為替	1,407	退職給付に係る負債	288
リース債権及びリース投資資産	12,521	睡眠預金払戻損失引当金	413
その他資産	75,751	偶発損失引当金	370
有形固定資産	34,621	ポイント引当金	210
建物	9,855	特別法上の引当金	0
土地	18,723	繰延税金負債	510
リース資産	331	再評価に係る繰延税金負債	2,193
建設仮勘定	1,727	支払承諾	8,323
その他の有形固定資産	3,983	負債の部合計	6,942,672
無形固定資産	9,147	純資産の部	
ソフトウェア	1,258	資本金	23,519
その他の無形固定資産	7,889	資本剰余金	13,653
退職給付に係る資産	1,124	利益剰余金	152,204
繰延税金資産	12,055	自己株式	△145
支払承諾見返	8,323	株主資本合計	189,231
貸倒引当金	△27,388	その他有価証券評価差額金	3,842
		土地再評価差額金	△422
		退職給付に係る調整累計額	88
		その他の包括利益累計額合計	3,509
資産の部合計	7,135,413	純資産の部合計	192,740
		負債及び純資産の部合計	7,135,413

連結損益計算書 (2021年4月1日～2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		60,227
資金運用収益	33,471	
貸出金利息	26,726	
有価証券利息配当金	4,016	
コールローン利息及び買入手形利息	40	
預け金利息	2,687	
その他の受入利息	△0	
信託報酬	0	
役員取引等収益	15,112	
その他業務収益	9,746	
その他経常収益	1,896	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	1,896	
経常費用		50,009
資金調達費用	258	
預金利息	218	
譲渡性預金利息	34	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△5	
借用金利息	9	
その他の支払利息	1	
役員取引等費用	5,188	
その他業務費用	7,071	
営業経費	34,084	
その他経常費用	3,407	
貸倒引当金繰入額	2,123	
貸出金償却	96	
その他の経常費用	1,186	
経常利益		10,217
特別利益		67
固定資産処分益	67	
特別損失		562
固定資産処分損	164	
減損損失	398	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		9,722
法人税、住民税及び事業税	2,649	
法人税等調整額	319	
法人税等合計		2,969
当期純利益		6,753
親会社株主に帰属する当期純利益		6,753

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高嶋 清彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中桐 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか

かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社東邦銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 高嶋清彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中桐徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 阪路 雅之 ㊟ 常勤監査等委員 石井 隆幸 ㊟

監査等委員 藤原 隆 ㊟ 監査等委員 青野 亜佐緒 ㊟

監査等委員 渡部 速夫 ㊟ 監査等委員 長野 聡 ㊟

(注) 監査等委員 藤原隆、青野亜佐緒、渡部速夫及び長野聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議案および参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、内部留保の充実による健全性の向上を図りながら、安定的な配当を継続することを基本方針とし、業績の成果に応じ弾力的に株主の皆さま方への利益還元を努めていくこととしております。第119期の期末配当につきましては、この配当方針と当期の業績等を総合的に勘案のうえ、1株につき4円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき3円と合わせ、年間の配当金は1株につき7円となります。

1

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金4円 総額1,008,226,460円

2

剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,000,000,000円

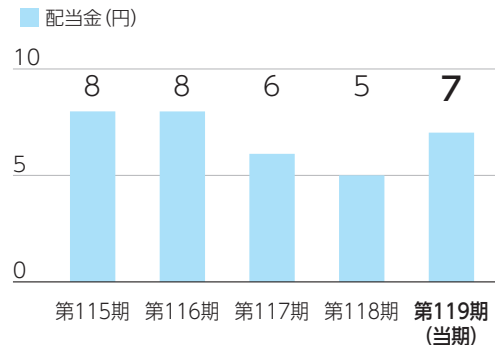
2

減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

ご参考

1株当たり年間配当金



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>2 <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1 <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主さまに対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主さまに対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当行では、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆さまのお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）をお届けすることになります。

電子提供制度適用以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社、株主名簿管理人にお申し出の場合は、同封のリーフレットまたは三菱UFJ信託銀行株式会社の電子提供制度に関する以下ウェブサイトをご参照ください。
(<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>)

第3号議案

監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる強化を目的とし、社外取締役2名を加えた取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス規程等に則り指名・報酬協議会における討議など適切な選任手続を経ているか、各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験が十分か等を検討いたしました結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当であると判断しております。

取締役候補者の氏名等はおりのとおりであり、取締役候補者に関する事項は54頁から59頁までに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 （出席状況）
1	佐藤 稔（男性） （満61歳） 再任 社内	取締役頭取（代表取締役） 監査部【正】担当	100% （20回中20回）
2	須藤 英穂（男性） （満60歳） 再任 社内	専務取締役（代表取締役） 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】、人事部【正】担当	100% （20回中20回）
3	横山 貴一（男性） （満61歳） 再任 社内	常務取締役営業本部長兼営業統括部長 営業本部【正】、デジタル戦略・業務改革部【正】担当	100% （15回中15回）
4	七海 重貴（男性） （満60歳） 再任 社内	常務取締役郡山営業部長 営業本部【副】担当	100% （15回中15回）
5	小西 雅子（女性） （満63歳） 新任 社外 独立	—	—
6	高島 英也（男性） （満62歳） 新任 社外 独立	—	—

- (注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。
 2. 横山貴一氏および七海重貴氏の出席状況については、2021年6月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
 3. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。

● 新任 … 新任取締役候補者
 ● 再任 … 再任取締役候補者
 ● 社内 … 社内取締役候補者
 ● 社外 … 社外取締役候補者
● 独立 … 東京証券取引所届出独立役員
 候補者番号 … 女性取締役候補者

候補者
番号

1

さとう
佐藤みのる
穂

生年月日	1960年11月27日生(男性/満61歳)
所有する当行株式の数	102,900株
取締役会出席率(出席状況)	100%(20回中20回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2014年 5月	同	取締役本店営業部長
2003年10月	同 総合企画部企画課長	2014年 6月	同	常務取締役本店営業部長
2006年 3月	同 方木田支店長兼大森支店長	2016年 6月	同	専務取締役(代表取締役)事務本部長 事務本部【正】、人事部【正】担当
2007年10月	同 方木田支店長			
2008年 6月	同 須賀川支店長	2020年 6月	同	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当 (現在に至る)
2010年 6月	同 市場金融部長			
2012年 6月	同 取締役総合企画部長兼経営戦略 調整室長			

■ 取締役候補者とした理由

佐藤穂氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長・本部部長を歴任し、2012年6月に取締役就任。経営企画能力に優れ、バランス感覚と高い信頼性を有しており、その職務・職責を適切かつ誠実に果たしております。2020年6月の取締役頭取就任以降は、新型コロナウイルスへの対応、人口減少等による地方経済の縮小やデジタル化の進展等構造的諸課題への対応等、変化の大きい環境の中、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担ってまいりました。

こうした中、2021年4月に中期経営計画「とうほう【輝】プラン」を新たに策定し、業績向上に取り組んでまいりました。

これらの実績や改革を推進する実行力、取締役会の運営を円滑に推進するリーダーシップを考慮し、当行グループのさらなる成長のため適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

すとう ひでほ
須藤 英穂

生年月日	1961年6月5日生 (男性/満60歳)
所有する当行株式の数	37,800株
取締役会出席率(出席状況)	100% (20回中20回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2014年 6月	同	取締役総合企画部長兼経営戦略調整室長
2003年 6月	同 本店営業部副部長兼融資一課長	2015年 6月	同	取締役郡山営業部長
2006年10月	同 人事部副部長	2016年 6月	同	常務取締役郡山駐在
2008年 3月	同 郡山南支店長	2017年 6月	同	常務取締役郡山営業部長
2010年 6月	同 法人営業部副部長兼営業渉外課長	2018年 6月	同	常務取締役本店営業部長
2011年 4月	同 法人営業部長兼営業渉外課長	2020年 6月	同	常務執行役員本店営業部長
2012年 9月	同 営業本部副本部長兼法人営業部長	2021年 6月	同	専務取締役 (代表取締役) 総合企画部【正】、 コンプライアンス・リスク統括部 【正】、人事部【正】担当 (現在に至る)
2013年 6月	同 営業本部副本部長			
2014年 3月	同 営業本部副本部長兼総合企画部担 当部長			
2014年 5月	同 総合企画部長兼経営戦略調整室長			

■ 取締役候補者とした理由

須藤英穂氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに、営業戦略・施策の企画立案の統括や、経営にかかる重要事項の調査・研究、企画立案の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2014年6月以降、取締役として経営の基本方針および経営計画の企画立案の統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、変化に対応できる新たなビジネスモデル構築の実現と、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

よこやま
横山

さいち
貴一

生年月日	1960年7月20日生 (男性/満61歳)
所有する当行株式の数	40,700株
取締役会出席率(出席状況)	100% (15回中15回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2018年 6月	同 常務取締役
2003年 3月	同 滝沢支店長	2019年 3月	同 常務取締役人事部長
2005年 3月	同 安積支店長	2019年 9月	同 常務取締役
2007年 6月	同 仙台支店長	2020年 6月	同 取締役退任
2010年 3月	同 県庁支店長	2020年 6月	東邦情報システム株式会社 代表取締役社長
2011年 9月	同 個人金融部担当部長	2021年 6月	当行常務取締役営業本部長
2012年 6月	同 喜多方支店長	2022年 5月	同 常務取締役営業本部長兼営業統括部長
2014年 3月	同 人事部担当部長兼人事課長		営業本部【正】、 デジタル戦略・業務改革部【正】 (現在に至る)
2015年 5月	同 人事部長		
2015年 6月	同 執行役員人事部長		
2016年 6月	同 取締役人事部長		
2017年 6月	同 常務取締役人事部長		

■ 取締役候補者とした理由

横山貴一氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに、人事管理や従業員等の育成・能力開発に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2016年6月以降、取締役として従業員等の多様な働き方支援の統括や、市場部門にかかる諸施策の統括、ならびに動産・不動産および経費全般の管理統括に加え、グループ会社社長を務めたのち、営業店の経営指導・支援、デジタルを活用した「お客さま志向型」サービスの拡充等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

ななうみ
七海

しげき
重貴

生年月日	1961年5月30日生(男性/満60歳)
所有する当行株式の数	27,400株
取締役会出席率(出席状況)	100%(15回中15回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2013年5月	同	融資管理部長兼融資部長
2003年10月	同 郡山支店融資課長	2014年9月	同	白河支店長
2006年3月	同 福島西中央支店長	2015年6月	同	執行役員白河支店長
2008年6月	同 矢吹支店長	2016年5月	同	執行役員東京支店長
2009年9月	同 本店営業部副部長兼融資課長	2019年6月	同	上席執行役員東京支店長
2010年10月	同 本店営業部上席副部長兼融資課長	2021年5月	同	上席執行役員郡山営業部長
2012年3月	同 融資管理部長	2021年6月	同	常務取締役郡山営業部長 営業本部【副】担当 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

七海重貴氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年6月以降は、執行役員として基幹母店における管轄地区内の営業店統括を務め、2021年6月以降、取締役として郡山地区の営業店統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

にし まさこ
小西 雅子

生年月日	1958年10月18日生(女性/満63歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	—



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	株式会社中部日本放送アナウンス部入社	2004年 7月	同 退社
1985年 5月	同 退社	2005年 9月	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン入局 (現在に至る)
1989年 4月	NHK、TBS、CNNなど複数局において キャスター、リポーター	2017年 2月	環境省中央環境審議会委員 (現在に至る)
1998年 4月	気象予報士取得後、東京MXテレビ等に て天気キャスター	2017年 4月	昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザ イン学科 特命教授 (現在に至る)
2001年 1月	株式会社ウェザーニューズ入社 コンテンツクリエイト部 気象予報士 キャスター兼プロデューサー		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小西雅子氏は、世界自然保護基金ジャパン入局後、気候変動の国際交渉官として、国連の気候変動枠組条約に2005年から継続参加、情報分析・交渉・政策提言に従事されるなど、国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性 (SDGs) に高度な専門的知見を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富であります。

当行は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、独立した客観的な立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえたご意見をいただくことで、より透明性の高い経営の実現に寄与することを期待して、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

候補者
番号

6

たかしま ひでや
高島 英也

生年月日	1959年11月20日生(男性/満62歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	—

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	サッポロビール株式会社入社	2017年 1月	サッポロビール株式会社代表取締役社長兼サッポロホールディングス株式会社グループ執行役員
1997年11月	同 大阪工場製造部長		
2001年 9月	同 ビール製造本部製造部担当部長		
2007年 3月	同 仙台工場長	2017年 3月	サッポロビール株式会社代表取締役社長兼サッポロホールディングス株式会社常務グループ執行役員
2009年 3月	同 取締役兼執行役員経営戦略本部長		
2012年 9月	同 常務執行役員北海道本部長	2021年 3月	サッポロホールディングス株式会社顧問 (現在に至る)
2013年 3月	同 常務執行役員北海道本部長兼北海道本社代表		
2015年 3月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役専務執行役員		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

高島英也氏は、長年にわたりサッポロビール株式会社の代表取締役社長を務められるとともに、サッポロホールディングス株式会社の常務グループ執行役員も務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

これらの経験・見識に基づく客観的な視点から、当行の監督および経営全般の助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待して、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、現在、サッポロホールディングス株式会社の顧問を務めておられますが、同社と当行の間に取引関係はなく、同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小西雅子、高島英也の両氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに同取引所に届出る予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小西雅子氏および高島英也氏の選任が承認可決された場合は、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案が承認可決されますと、監査等委員である取締役は2名減員の4名体制となりますが、内部監査部門との連携等にて監査の実効性は引き続き確保できるものと判断しております。

取締役候補者の氏名等はおりのとおりであり、取締役候補者に関する事項は61頁から64頁までに記載のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（性別） （年齢）	現在の当行における地位 および担当	取締役会出席率 （出席状況）	監査等委員会出席率 （出席状況）
1	いし たか ゆき (男性) 再任 社内 石井 隆幸 (満61歳)	取締役常勤監査等委員	95% (20回中19回)	89% (19回中17回)
2	わた なべ はや お (男性) 再任 社外 独立 渡部 速夫 (満66歳)	取締役監査等委員(社外)	95% (20回中19回)	95% (19回中18回)
3	なが の さとし (男性) 再任 社外 独立 長野 聡 (満59歳)	取締役監査等委員(社外)	95% (20回中19回)	95% (19回中18回)
4	かわ の いち ろう (男性) 新任 社外 独立 河野 一郎 (満59歳)	—	—	—

(注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。

2. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役以外の取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立社外取締役の割合は2分の1となります。

● 新任 … 新任取締役監査等委員候補者 ● 再任 … 再任取締役候補者 ● 社内 … 社内取締役候補者

● 社外 … 社外取締役候補者 ● 独立 … 東京証券取引所届出独立役員

候補者
番号

1

いし い たかゆき
石井 隆幸

生年月日	1960年9月30日生(男性/満61歳)
所有する当行株式の数	76,300株
取締役会出席率(出席状況)	95%(20回中19回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	89%(19回中17回出席)

再任

社内

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2014年9月	同	いわき営業部長
2002年3月	同 平支店上席副支店長兼融資課長	2015年6月	同	取締役いわき営業部長
2005年3月	同 福島卸町支店長	2016年5月	同	取締役いわき駐在
2007年3月	同 猪苗代支店長	2016年6月	同	常務取締役いわき駐在
2009年6月	同 会津一之町支店長	2017年6月	同	常務取締役
2011年6月	同 営業統括部長	2019年5月	同	常務取締役いわき営業部長
2012年3月	同 営業統括部長兼カード事業部長	2020年6月	同	取締役(監査等委員) (現在に至る)
2012年6月	同 白河支店長			

■ 取締役(監査等委員)候補者とした理由

石井隆幸氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長の経験に加え、営業統括部長として、営業戦略の企画立案、進捗管理を統括するなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年6月の取締役就任以降は、基幹母店における管轄地区内の営業店統括、融資業務全般の統括、ならびに動産・不動産および経費全般の管理統括を、適切かつ誠実に遂行してきております。

当行取締役としての経営経験、ならびに監査等委員としての監査経験を踏まえ、当行の業務執行を監督するに適切な人材であることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

わたなべ
渡部
はやお
速夫

生年月日	1956年1月12日生(男性/満66歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	95%(20回中19回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	95%(19回中18回出席)



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	日本開発銀行 (現：株式会社日本政策投資銀行) 入行	2016年6月	株式会社日本経済研究所 社外監査役退任
1996年4月	同 総務部課長	2018年6月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役退任
2003年6月	同 財務部長	2018年6月	エイブリック株式会社 常勤監査役
2005年6月	同 調査部長	2019年3月	当行 社外取締役 (非常勤・独立役員)
2006年6月	同 東北支店長	2020年5月	エイブリック株式会社 常勤監査役 退任
2009年6月	同 監査役室長	2020年6月	同 社外取締役(監査等委員)(非常勤・ 独立役員) (現在に至る)
2010年6月	日本開発銀行 (現：株式会社日本政策投資銀行) 退職		
2010年6月	株式会社京王プラザホテル 常勤監査役		
2012年6月	株式会社日本経済研究所 社外監査役		
2016年6月	当行 社外取締役(非常勤)		

■ 社外取締役(監査等委員)候補者とした理由および期待される役割

渡部速夫氏は、株式会社日本政策投資銀行東北支店長、同監査役室長等要職を歴任し、金融政策全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に加え、2016年6月からは当行の社外取締役として有益で率直な意見・提言をし、当行意思決定の健全性と透明性に寄与してきました。

また、同氏は、常勤監査役としての実務経験を有しており、当行の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、ガバナンスの適正性・妥当性や業務執行および経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待できるため、引き続き、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する補足説明

同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また、当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役在任期間は4年、監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

3

ながの
長野 聡

生年月日	1962年9月2日生 (男性/満59歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	95% (20回中19回出席)
監査等委員会出席率(出席状況)	95% (19回中18回出席)



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	日本銀行入行	2018年 3月	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 (現在に至る)
1998年 5月	同 考査局調査役	2018年 6月	スルガ銀行株式会社社外取締役
2001年 5月	同 信用機構室調査役	2019年 5月	株式会社エスケイジャパン社外取締役
2004年 1月	同 ロンドン事務所	2019年 6月	スルガ銀行株式会社社外取締役退任
2006年 4月	同 システム情報局企画役	2020年 4月	弁理士登録
2007年 7月	同 総務人事局企画役	2020年 5月	株式会社エスケイジャパン社外取締役 退任
2008年 7月	同 総務人事局参事役	2020年 6月	当行 社外取締役 (監査等委員) (非常 勤・独立役員) (現在に至る)
2009年 5月	同 北九州支店長	2020年 6月	内藤証券株式会社 社外監査役 (現在に至る)
2011年 7月	同 大阪支店副支店長	2022年 1月	ロングライフホールディング株式会社 社外取締役 (現在に至る)
2014年 6月	同 金融機構局審議役		
2017年 8月	同 金融研究所シニア・リサーチ・ フェロー		
2018年 2月	日本銀行退職		

■ 社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由および期待される役割

長野聡氏は、日本銀行入行後、北九州支店長や大阪支店副支店長等を歴任、同金融機構局においては地域金融機関に関するモニタリングに従事される等、金融政策全般にわたる幅広い知見を有しております。

また、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等も有しており、当行の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、ガバナンスの適正性・妥当性や業務執行および経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待できるため、引き続き、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

■ 独立性に関する補足説明

同氏が勤務する弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所と当行の間取引関係はなく、同氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

■ 社外取締役在任期間

同氏の当行社外取締役 (監査等委員) 在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

4 かわの
河野 一郎

いちろう

生年月日	1963年1月28日生 (男性/満59歳)
所有する当行株式の数	—
取締役会出席率(出席状況)	—
監査等委員会出席率(出席状況)	—



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	大蔵省 (現財務省) 入省	2016年 6月	株式会社地域経済活性化支援機構 常務取締役
2006年 7月	金融庁証券取引等監視委員会事務局課 徴金・開示検査課長	2018年 6月	同 常務取締役退任
2009年 7月	同 監督局総務課郵便貯金・保険監督 総括参事官	2018年 6月	株式会社商工組合中央金庫 取締役常務執行役員
2011年 8月	同 検査局総務課長	2021年 6月	同 取締役常務執行役員退任
2012年 8月	同 証券取引等監視委員会事務局総務 課長	2021年 6月	財務省 退官
2013年 7月	財務省中国財務局長	2021年11月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会 社 顧問
2014年 7月	金融庁証券取引等監視委員会事務局次 長	2022年 5月	同 顧問退任
2015年 7月	財務省東北財務局長		

■ 社外取締役 (監査等委員) 候補者とした理由および期待される役割

河野一郎氏は、大蔵省入省後、中国財務局長・東北財務局長を歴任されるなど長年にわたり金融行政に携われたほか、株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役、株式会社商工組合中央金庫取締役常務執行役員も務めるなど豊富な要職の経験と、幅広い知見を有しております。

その経歴を通じて培われた幅広い見識を当行の経営の監督に活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化が期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

■ 独立性に関する補足説明

河野一郎氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

(注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 渡部速夫、長野聡の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、河野一郎氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員として届出る予定であります。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、渡部速夫氏および長野聡氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、河野一郎氏の選任が承認可決された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役 (監査等委員) 候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考>取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	会社における地位	経営戦略/ サステナビリティ	経営管理	営業/ コンサルティング	企業審査/ 再生支援	人事/ ダイバーシティ	市場運用/ 国際業務	IT/DX
佐藤 稔	取締役頭取 (代表取締役)	●	●	●	●	●	●	●
須藤英穂	専務取締役 (代表取締役)	●	●	●	●	●		
横山貴一	常務取締役	●		●		●	●	●
七海重貴	常務取締役	●		●	●			
小西雅子 ● 社外	取締役 (非常勤)	●				●	●	
高島英也 ● 社外	取締役 (非常勤)	●	●	●		●		●
石井隆幸	取締役 監査等委員	●	●	●	●	●		
渡部速夫 ● 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●	●	●	●	●	
長野 聡 ● 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●		●		●	●
河野 一郎 ● 社外	取締役監査等委員 (非常勤)	●	●		●			

(注) 1. 上記「地位」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された後に予定されているものとなります。
2. 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

各項目の詳細

経営戦略/サステナビリティ	経営戦略立案・実行、サステナビリティに関するスキル
経営管理	コンプライアンス、リスクマネジメント等の経営管理、財務・財務/会計に関するスキル
営業/コンサルティング	営業企画、コンサルティング営業、地方創生等に関するスキル
企業審査/再生支援	企業審査、再生支援に関するスキル
人事/ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ等に関するスキル
市場運用/国際業務	市場運用、国際業務に関するスキル
IT/DX	ITデジタル、DXに関するスキル

＜ご参考＞社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近^(注1)において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先^(注2)とする者、またはその者が法人等^(注3)である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額^(注4)の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。）。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその業務執行者。
- (5) 当行の主要株主^(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者（重要^(注6)でない者は除く）の近親者^(注7)。
 - A. 上記（1）～（5）に該当する者
 - B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者

(注1) 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高（当行の場合は連結経常収益）の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。

(注3) 「法人等」とは、法人以外の団体を含む。

(注4) 「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。

(注5) 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。

(注6) 「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(注7) 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。



すべてを地域のために

東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会場

福島県福島市大町3番25号
当行本店 8階大会議室

電話

024(523)3131(代表)



本店外観



最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約8分

● 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。

本定時株主総会は、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じたうえで開催いたしますが、開催日時点での国内の感染状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

当日ご来場を見合わせていただきます場合は、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネット等により事前に議決権行使させていただきますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当行ホームページに掲載させていただきます。ご確認くださいませようお願い申し上げます。(http://www.tohobank.co.jp/ir/stocks/sokai.html)



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。